

所得税法

新型コロナウイルスによる出入国制限で居住者・非居住者の判断が難しい場合の確定申告について

新型コロナウイルス（COVID-19）により各国政府が出入国制限、強制的な検疫措置などを相次いで実施するなか、企業も在宅勤務またはテレワークを導入するようになり、これらの制限や措置によって、個人の国境を越える移動および台湾域内での滞在日数が影響され、被雇用者の居住者・非居住者の判断を困難にさせています。財政部はこれを鑑み、各地区の税務当局が所得税法など関連規定を適用する際に、個別の事実状況に基づき寛大に審査・認定するよう求めています。納税義務者は、居住者・非居住者の判断に疑義がある場合は、過年度の申告方法で先に申告し、税務当局の審査で必要と認められた場合、個別の状況に基づき関連の証拠書類を提出し認定を受けることが可能です。

PwC 台湾の見解：

1. 所得税法第7条および財政部の通達によれば、台湾域内の個人居住者であるかどうかは、台湾に戸籍があるかどうかおよび滞在日数に基づき認定されます。以下いずれかの条件に適合する場合、台湾居住者に該当することになります。
 - (1) 台湾に戸籍があり、かつ1課税年度内の台湾滞在日数が合計31日以上
 - (2) 台湾に戸籍があり、台湾滞在日数は合計1日以上31日未満であるが生活および経済の本拠が台湾にある
 - (3) 台湾に戸籍がないが、1課税年度内の台湾滞在日数が合計183日以上
2. 源泉徴収義務者が各種所得を支給する時、営利事業者が利益配当を分配する時、または個人が個人所得税の確定申告を行う時に、居住者・非居住者の判定について疑義がある場合は、先に過年度の申告方法で申告するほか、税務当局の審査に備えて関連証拠書類を準備しておくことが望まれます。

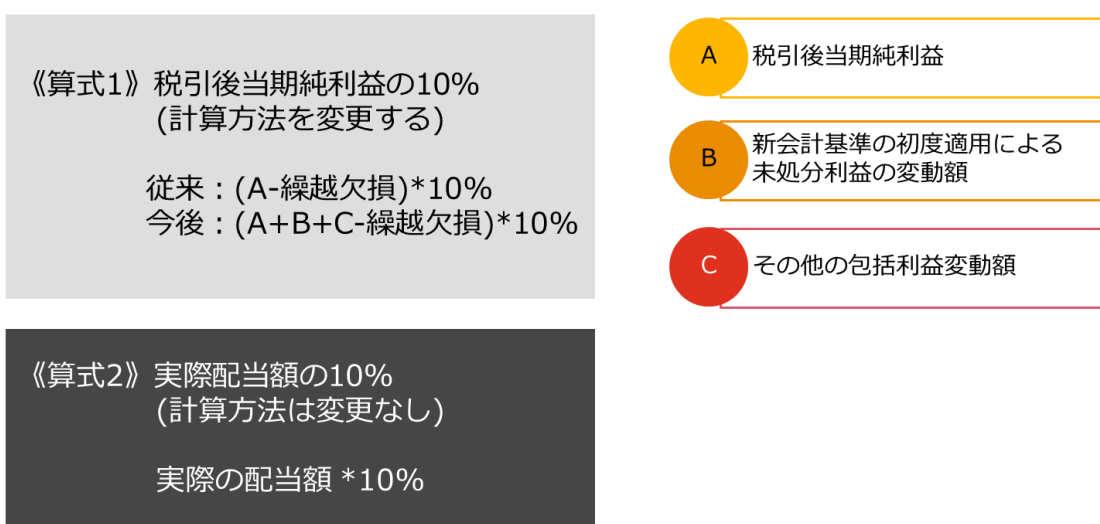
会社法・証券管理に関する法律

「税引後当期純利益」から積み立てる利益準備金の計算方法について

会社法第237条に定める利益準備金の積み立てについては、「税金支払い後、配当前に10%の利益準備金を積み立てなければならない」と定められていますが、何に対する10%なのか、その計算ベースは明示されていません。実務上、「税引後当期純利益」の10%と「実際配当

額」の10%の2種類の積み立て方法が認められています。経済部が2020年1月9日に発行した経商字第10802432410号通達では、利益準備金を「税引後当期純利益」の10%で積み立てている場合、今後は「税引後当期純利益」に「損益を経由しないその他の未処分利益増減額」を加減算した金額（＝純資産増減額）を利益準備金積立額の計算ベースとしなければならないとしました。なお、会社に繰越欠損がある場合は、積み立て前に先に欠損填補を行わなくてはなりません。

利益準備金積立額の計算方法



PwC 台湾の見解：

1. 【算式1】「税引後当期純利益」に基づき利益準備金積立額を計算している場合、計算方法の変更時期については、原則として2019年度の利益処分（2020年度開催の株主総会による）より適用開始ですが、2020年度の利益処分（2021年度開催の株主総会による）に延期して適用開始することも認められています。なお、過年度に積み立てた利益準備金については遡及調整を行う必要はありません。
2. 【算式2】「実際配当額」に基づき利益準備金積立額を計算している場合、計算方法は上記の通達によって影響を受けることはありません。
3. また、上記の通達の趣旨によれば、会社が過去に積み立てた任意積立金を取り崩す際には、利益準備金を積み立てていない金額の戻入れた場合は利益準備金を積み立てることが必要と考えられ、すでに利益準備金を積み立てている金額の戻入れた場合は再度積み立てる必要はないものと考えられます。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666 ext23402	miaw-wuu.wang@pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@pwc.com
曾彦翔	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23405	sean.tseng@pwc.com
www.pwc.tw/ja.html			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利があります。

© 2021 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.